

議第4号

高山市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

高山市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(高山市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高山市特別職職員の給与に関する条例（昭和32年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、<u>市長及び副市長</u>（以下「特別職職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、<u>市長、副市長及び教育長</u>（以下「特別職職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 教育長の給料の額は、月額650,000円とする。</u></p>

(高山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、一般職に属する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の者をいう。</p> <p>(1) <u>教育長</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、一般職に属する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(高山市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 高山市職員の退職手当に関する条例（昭和36年高山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>

第1条の2 この条例で「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 市長、副市長及び教育長（以下「特別職の職員等」という。）
- (2) (略)

(適用範囲)

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員が次の各号の一に該当する場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

- (1) (略)
- (2) 特別職の職員等が一任期を満了した場合
- (3) 一般職の職員が引き続き、特別職の職員等になった場合
- (4) 特別職の職員等が引き続き、一般職の職員になった場合
- (5) 特別職の職員等が引き続き、前職以外の特別職の職員等になった場合

2 (略)

3 教育長が一任期を満了した場合において、その任期が前任者の残任期間であり、引き続き教育長になったときは、第1項の規定にかかわらず、残任期間の任期满了に伴う退職手当は、支給しない。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 (略)

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期

第1条の2 この条例で「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 市長、副市長及び教育長（以下「特別職の職員」という。）
- (2) (略)

(適用範囲)

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員が次の各号の一に該当する場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

- (1) (略)
- (2) 特別職の職員が一任期を満了した場合
- (3) 一般職の職員が引き続き、特別職の職員になった場合
- (4) 特別職の職員が引き続き、一般職の職員になった場合
- (5) 特別職の職員が引き続き、前職以外の特別職の職員になった場合

2 (略)

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 (略)

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期

間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第13条第1項若しくは第15条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第10条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）及び特別職等の退職手当（第6条の8の規定による退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等及び特別職等の退職手当の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等及び特別職等の退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)～(19) (略)

(特別職等の退職の場合の退職手当)

第6条の8 退職した特別職の職員等の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、次の各号に定める区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第13条第1項若しくは第15条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第10条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）及び特別職の退職手当（第6条の8の規定による退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等及び特別職の退職手当の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等及び特別職の退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)～(19) (略)

(特別職の退職の場合の退職手当)

第6条の8 退職した特別職の職員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、次の各号に定める区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

(一般職の勤続期間の計算)

第7条 (略)

2～9 (略)

10 一般職の職員が引き続き特別職の職員等になつた場合又は特別職の職員等が引き続き一般職の職員になつた場合において、一般職の職員としての在職期間には、特別職の職員等としての在職期間は通算しない。

(特別職等の勤続期間の計算)

第7条の2 特別職の職員等の勤続期間の計算については、一任期ごとの在職期間によるものとし、特別職の職員等が引き続き、一般職の職員になつた場合又は前職以外の特別職の職員等になつた場合において、特別職の職員等としての在職期間には、一般職の職員としての在職期間又は前職以外の特別職の職員等としての在職期間は通算しない。ただし、教育長で前任者の残任期間を在職した者が引き続きその職に在職するときは、その残任期間を、引き続き次の一任期の在職期間に通算する。

2 (略)

3 特別職の職員等のうち、教育長の勤続期間の計算については、前条第4項の規定を準用する。

4 前3項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（傷病又は死亡による退職の場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

(1)～(3) (略)

(一般職の勤続期間の計算)

第7条 (略)

2～9 (略)

10 一般職の職員が引き続き特別職の職員になつた場合又は特別職の職員が引き続き一般職の職員になつた場合において、一般職の職員としての在職期間には、特別職の職員としての在職期間は通算しない。

(特別職の勤続期間の計算)

第7条の2 特別職の職員の勤続期間の計算については、一任期ごとの在職期間によるものとし、特別職の職員が引き続き、一般職の職員になつた場合又は前職以外の特別職の職員になつた場合において、特別職の職員としての在職期間には、一般職の職員としての在職期間又は前職以外の特別職の職員としての在職期間は通算しない。

2 (略)

3 前2項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（傷病又は死亡による退職の場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

(特別の退職手当)

第9条 特別職の職員等又は永年勤続した一般職の職員のうち特に功労のあつた者について、市長において必要と認めるときは、あらかじめ議会の同意を得て、一般の退職手当及び第6条の8の規定による退職手当のほか、特別に退職手当を支給することができる。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等及び特別職等の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該

(特別の退職手当)

第9条 特別職の職員又は永年勤続した一般職の職員のうち特に功労のあつた者について、市長において必要と認めるときは、あらかじめ議会の同意を得て、一般の退職手当及び第6条の8の規定による退職手当のほか、特別に退職手当を支給することができる。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等及び特別職の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該

退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) (略)

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲

退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) (略)

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免

戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5・6 (略)

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなつた

職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5・6 (略)

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなつたと



として当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第11条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等及び特別職等の退職手当の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第11条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等及び特別職等の退職手当は、支払わない。

10 （略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に

して当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第11条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等及び特別職の退職手当の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第11条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等及び特別職の退職手当は、支払わない。

10 （略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に

係る一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等及び特別職等の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当

係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等及び特別職の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当すると

するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第13条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等及び特別職等の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3～5 (略)

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等及び特別職等の退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等及び特別職等の退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）及び特別職等の退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

きは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第13条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等及び特別職の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3～5 (略)

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等及び特別職の退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等及び特別職の退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）及び特別職の退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

2～6 （略）

（遺族の退職手当の返納）

第17条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第13条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）及び特別職等の退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

2～6 （略）

（遺族の退職手当の返納）

第17条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第13条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）及び特別職の退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2・3 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第18条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)及び特別職等の退職手当の額の全部又は一部

2・3 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第18条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)及び特別職の退職手当の額の全部又は一部に相

に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）及び特別職等の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当

当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）及び特別職の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当

該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）及び特別職等の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）及び特別職等の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職

該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）及び特別職の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）及び特別職の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手

手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）及び特別職等の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等及び特別職等の退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額及び特別職等の退職手当の額を超えることとなつてはならない。

7・8 (略)

当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）及び特別職の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等及び特別職の退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額を超えることとなつてはならない。

7・8 (略)

(高山市職員定数条例の一部改正)

第4条 高山市職員定数条例（昭和37年高山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第



<p>6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第21条</u>及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、公営企業、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、公平委員会、農業委員会並びに消防機関に勤務する一般職の職員（臨時若しくは非常勤の職員又は休職者を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第19条</u>及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、公営企業、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、公平委員会、農業委員会並びに消防機関に勤務する一般職の職員（臨時若しくは非常勤の職員又は休職者を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
--	--

（高山市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第5条 高山市職員の旅費に関する条例（昭和37年高山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 <u>市長及び副市長</u>並びに一般職に属する職員をいう。 (2)～(8) (略) 2 (略)</p>	<p>（用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 <u>市長、副市長及び教育長</u>並びに一般職に属する職員をいう。 (2)～(8) (略) 2 (略)</p>

（高山市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第6条 高山市特別職報酬等審議会条例（昭和39年高山市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（所掌事項） 第2条 市長は、議員報酬の額並びに<u>市長及び副市長</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報</p>	<p>（所掌事項） 第2条 市長は、議員報酬の額並びに<u>市長、副市長及び教育長</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当</p>

酬及び給料の額について審議会の意見を聴くものとする。

該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在任する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き従前の例により教育委員会の委員として在職する間については、この条例の規定による改正後のそれぞれの条例（第4条の規定による改正後の条例を除く。）の規定は適用せず、なお従前の例による。